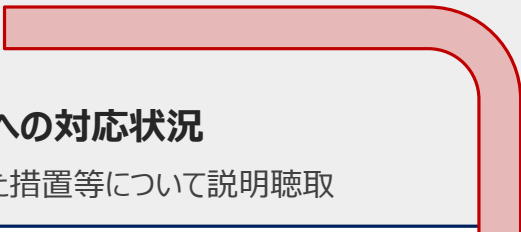


衆議院情報監視審査会 令和4年年次報告書（概要）

令和4年年次報告書の全体像

編集方針	本報告書の作成に当たり、政府の不開示情報については記載しないこととする一方、国民の知る権利に資する観点から可能な限り「公表できることは公表する」との方針の下、質疑・応答の形式を用いるなど、分かりやすい形で編集を行った。
対象期間等	対象期間：令和4年4月1日～令和5年5月31日 審査会開会数：9回（手続的な事項のみを協議した回を含む）
調査 (主な調査事項)	<ul style="list-style-type: none">■ 特定秘密保護制度全般<ul style="list-style-type: none">・ 高市国務大臣から国会報告について説明聴取・ 内閣情報調査室及び独立公文書管理監からの説明聴取及び質疑■ 各行政機関における特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況<ul style="list-style-type: none">・ 指定行政機関のうち、実際に特定秘密を指定している12行政機関から説明聴取及び質疑・ 【特定秘密の提示】内閣衛星情報センターへの委員派遣■ 海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案<ul style="list-style-type: none">・ 防衛省から説明聴取及び質疑■ 令和3年「政府に対する意見」（審査会意見）への対応状況<ul style="list-style-type: none">・ 関係行政機関から、令和3年審査会意見に基づき講じた措置等について説明聴取 
審査	委員会等からの審査の要請等がないため、行われなかった。(平成26年12月の審査会設置以来、要請等なし)
政府に対する意見	■ 政府に対する意見として、 5項目11件 を提示 (本報告書で提示)
勧告	■ 防衛大臣に対し、情報保全体制等の改善を求める勧告を実施（令和5年1月20日） 〔制度開始以降、 初の実施 〕

はじめに

（会長）

第1 情報監視審査会の活動概要等

任務及び権限、保護措置、主な活動経過等（p.2～）

第2 調査の経過及び結果

1 調査の手法（p.8～）

2 調査の概要

各行政機関からの説明聴取、質疑（p.12～）

特定秘密の提示（内閣衛星情報センターへの委員派遣）（p.80～）等

3 勧告（海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について）（p.101～）

4 政府に対する意見（p.124～）

第3 審査の経過及び結果

（p.136）

参考資料

（p.139～） ……関係法規、活動経過一覧表 など

「勧告」について

主な経緯

令和4年12月26日 防衛省、海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案を公表
*なお、事前に当該事案の概要を聴取した。

令和5年1月20日 審査会において、防衛省から説明聴取・質疑
→ **勧告**を行うことに協議決定

審査会発足後
初の勧告

細田衆議院議長を經由して浜田防衛大臣に対して勧告を実施

(併せて、勧告の結果とられた措置について審査会に報告するよう求めた。)

- 元職員に対するブリーフィングの実態、他の漏えい事案の有無についての調査
- 元職員に対して「情勢ブリーフィング」を行う際の厳格な規範（ルール）の策定
- 幹部職員を含む全自衛隊員に対する教育の徹底 など

令和5年3月31日 防衛省、「海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案に係る再発防止措置について」を公表

令和5年4月10日 防衛大臣から**議長宛報告書**を受領

審査会において、防衛省から「勧告の結果とられた措置」について説明聴取・質疑

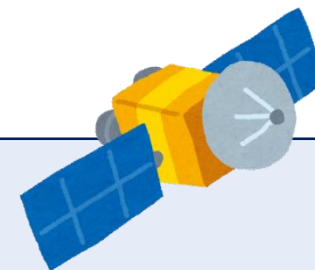
特定秘密の提示（内閣衛星情報センターへの委員派遣）

令和5年5月15日、内閣衛星情報センター（東京都）に委員を派遣し、シールドルーム内において特定秘密の提示を受けたほか、説明を聴取し、質疑を行った。

提示を受けた特定秘密の概要

以下の情報が含まれるもの

- 画像情報の収集分析対象、画像情報及びそれを分析して得られた情報並びに情報収集衛星の識別能力に関する情報
- 情報収集衛星が特定の時点又は期間に撮像することができる地理的範囲に関する情報
- 情報収集衛星に係る暗号に関する情報



説明聴取・質疑など

センターの概要、情報収集衛星の運用・管理及び開発業務、分析業務、管制業務、情報収集衛星によって得られた情報に基づいて作成したプロダクトの作成過程、不正な印刷又は持ち出し等の防止措置 など

1 情報保全体制関係

- (1) 各行政機関においては、特定秘密保護法施行後初となる特定秘密の漏えい事案が生じたことを重く受け止め、特定秘密の管理者等をはじめとする取扱者に対し、本事案から得られた教訓を踏まえた情報保全教育を徹底するとともに、保護措置について適切に実施されているか改めて確認すること。
- (2) 各行政機関において、機微な情報を取り扱う立場にある者が元職員にブリーフィング・面会を行う際の厳格な規範を設けることを検討すること。
- (3) 各行政機関は、口頭による特定秘密の漏えいがあった場合にも、情報の特定や立証が十分可能となるよう、特定秘密指定書の記述を明確化するとともに、事実究明等のための証跡管理の強化に努めるなど、口頭漏えいに対する情報保全措置の在り方について検討すること。

2 特定秘密に係る重大事案が生じた場合の対応

- (1) 各行政機関は、特定秘密に係る漏えい等の重大事案の発生を認知した場合には、厳格な保護措置の下で特定秘密保護制度の運用を常時監視するという当審査会の設置趣旨に鑑み、当該事実及び経緯を早期・適時に当審査会に対し報告することを徹底すること。
- (2) 漏えい等の重大事案や不適切な管理事案が発生した行政機関は、その原因と講じた再発防止策について、制度を所管する内閣情報調査室を通じて他の行政機関と共有すること。

3 適性評価関係

- (1) 各行政機関において、適性評価の実施件数及び特定秘密取扱者数が特定秘密の取扱い業務範囲に照らして適正な水準であるか改めて確認し、必要に応じて適宜適切な見直しを行うこと。
- (2) 日常的に情報収集・分析活動に従事する、いわゆる情報コミュニティの各行政機関においては、特定秘密に接する蓋然性が高い業務に従事している職員に対し、実際に特定秘密を取り扱うことになった場合に対応できるよう、あらかじめ適宜適切に適性評価を行うこと。
- (3) 適合事業者が特定秘密を提供等している行政機関は、下請企業を含めたサプライチェーンの実情及び各事業者の情報保全体制の把握に努めるとともに、厳格に適性評価を実施し特定秘密の管理に万全を期すこと。
- (4) 各行政機関及び制度を所管する内閣情報調査室は、適性評価の実効性の観点から、評価水準の妥当性について改めて確認すること。

4 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監においては、運用基準の趣旨に沿って、各行政機関で生じた不適切事案を確実に把握し、適宜、必要な措置を実施すること。

5 審査会への対応関係

各行政機関及び独立公文書管理監においては、これまで審査会意見等で不明瞭な説明や資料提示の在り方について繰り返し改善を求めてきたことを重く受け止め、改めて真摯に検討を行い、説明者も十分な準備をした上で審査会に臨むこと。